

一般廃棄物処理業許可証

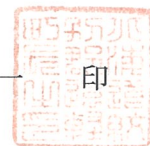
令和4年10月14日

住 所 紋別郡湧別町曙町101番地1

氏 名 湧別小型運送 株式会社

代表取締役 福 原 裕 二 様

遠軽町長 佐々木 修 一 印



令和4年9月30日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集運搬業
	取り扱う一般廃棄物の種類	伐根、伐採木、流木、伐開物、すき取物
事業所の所在及び名称		紋別郡湧別町曙町101番地1 湧別小型運送 株式会社
許可期間		令和4年10月22日から 令和6年10月21日まで
事業の区域		遠軽町全域
許可条件		

(注) 上記の許可について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申し立てをすることができます。

一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可申請審査書

1. 廃棄物処理法律第7条第5項4号の適合性 (適合)・(不適合)
- (1) 法律第7条第5項4号イ（心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者） (有)・(無)
- (2) 法律第7条第5項4号ロ（破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者） (有)・(無)
- (3) 法律第7条第5項4号ハ（禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから五年を経過しない者） (有)・(無)
- (4) 法律第7条第5項4号ニ（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者） (有)・(無)
- (5) 法律第7条第5項4号ホ（許可取消しの日から5年を経過しない者） (有)・(無)
- (6) 法律第7条第5項4号ヘ（一般廃棄物等の廃止届をした者で当該届出の日から5年を経過しない者） (有)・(無)
- (7) 法律第7条第5項4号ト（への通知の日前60日以内に当該届出に法人の役員、使用人・個人等で当該届出の日から5年を経過しない者） (有)・(無)
- (8) 法律第7条第5項4号チ（業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者） (有)・(無)
- (9) 法律第7条第5項4号リ（営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が、イからチまでに該当する者） (有)・(無)
- (10) 法律第7条第5項4号ヌ（法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでに該当する者のあるもの） (有)・(無)
- (11) 法律第7条第5項4号ル（個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでに該当する者のあるもの） (有)・(無)
2. 廃棄物処理法施行規則第2条の2の適合性 (適合)・(不適合)
- (1) 第2条の2の1号イ 施設に係る基準
- ・ 飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設 (有)・(無)
- (2) 第2条の2の1号ロ 施設に係る基準
- ・ 積替施設を有する場合は、飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのない必要な処置を講じた施設 (有)・(無)
- (3) 第2条の2の2号イ 申請者の能力に係る基準
- ・ 収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する (有)・(無)
- (4) 第2条の2の2号ロ 申請者の能力に係る基準
- ・ 収集又は運搬を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有する (有)・(無)